

令和6年度・7年度淀川区スポーツ推進委員推薦要領

- 1 目的 本要領は、大阪市が大阪市スポーツ推進委員を選考するための推薦にあたって、令和6年度・7年度大阪市スポーツ推進委員選考要領に基づき、淀川区が推薦するにあたっての必要な事項を定める。
- 2 任期 2年（令和6年4月1日～令和8年3月31日）
- 3 委員の職務 別紙「大阪市スポーツ推進委員の職務について」を参照
- 4 推薦基準 推薦にあたっては、次の事項を基準とする。
 - (1) 当該区に居住する人。
 - (2) 年齢（令和6年4月1日現在）については、次のとおりとする。
 - ① 新任は、満20歳以上満63歳未満(昭和36年4月2日以降の生年月日)の人
 - ② 再任は、満65歳未満(昭和34年4月2日以降の生年月日)の人
 - (3) スポーツに深い関心と理解のある人。
 - (4) 地域、区、及び全市的に市民体育・スポーツの振興に係る事業の企画、運営、指導に熱意をもって携わることができる人。
 - (5) 社会的信望があり指導的立場にある人。
 - (6) 自己研鑽に努め、積極的に研修会等に参加できる人。
- 5 推薦にあたっての留意点 推薦にあたって、以下の点に留意する。
 - (1) 地域の特性、得意種目や専門分野、役割分担等を十分考慮し、実践的な活動の出来る人を推薦する。
 - (2) 女性の積極的登用を図る。
 - (3) 地域での活動を活性化させるため、各小学校下につき概ね3名程度を目安に選出することが望ましい。
- 6 選定方法
 - (1) 区長は、大阪市スポーツ推進委員候補者の選出にあたり、地域（淀川区体育厚生協会、地域振興会、地域活動協議会等）等に対して、推薦依頼を行う。
 - (2) 地域（淀川区体育厚生協会、地域振興会、地域活動協議会等）等は、この要領に規定する基準を満たす人を選出し、区長に「大阪市スポーツ推進委員推薦書（様式1）」を提出する。なお、追加委嘱時は「大阪市スポーツ推進委員推薦書（追加委嘱用（様式2）」を提出すること。
 - (3) 区長は、（1）によらず、公募により候補者を選出することができる。なお、公募規定については、別表のとおり定める。
 - (4) 公募希望者の推薦の可否について、別表のとおり、公募希望者より提出された「大阪市スポーツ推進委員公募申請書（様式㊦1）」により選定委員が判断し、その結果を「大阪市スポーツ推進委員公募推薦承認不承認通知書（様式㊦2）」により公募申請者へ通知する。

別表〔公募について〕

公募期間	随時（ただし、委嘱は令和6年4月、10月及び令和7年4月、10月となる）
公募申請	希望者は別紙「大阪市スポーツ推進委員公募申請書（様式㊦1）」に必要事項を記載、本人写真を貼付のうえ、本人確認書類（写）と共に淀川区役所市民協働課へ提出する（ただし、過去に淀川区で大阪市スポーツ推進委員の経験がある希望者においては本人写真を必ずしも貼付しなくてよいこととする） なお、やむを得ない理由等により、公募申請後辞退する場合は別紙「大阪市スポーツ推進委員公募申請辞退届（様式㊦3）」により辞退することができる
選定方法	希望者から提出された「大阪市スポーツ推進委員公募申請書（様式㊦1）」にて選定する
選定委員	淀川区スポーツ推進委員協議会、淀川区役所
選定時期	申請により随時決定後、淀川区長より委嘱時期に合わせて委嘱推薦を行う
公募委員の活動範囲	別紙「大阪市スポーツ推進委員の職務について」を参照 （地域被推薦の大阪市スポーツ推進委員と同様）

附則

本要領は、令和5年12月15日から施行する。